平成２２年（フ）第２６４２号
神奈川県大和市大和東３丁目12番３号　メゾンベール弐番館204号
債務者　堀川　誠吾
1　決定年月日時　平成22年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月10日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２７１１号
横浜市港南区日限山１丁目２番105号
債務者　藤本　　茂
1　決定年月日時　平成22年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月10日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２８０４号
神奈川県藤沢市用田621―２　シャトレ用田202、住民票上の住所神奈川県座間市緑ケ丘５丁目４番23号　レジデンスシバタ202号
債務者　藤本　雅美
1　決定年月日時　平成22年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月10日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２８４９号
横浜市磯子区上中里町890番地２　ハイツグランド101号
債務者　保坂　明人
1　決定年月日時　平成22年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月10日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２８５０号
横浜市磯子区上中里町890番地２　ハイツグランド101号
債務者　保坂　純子
1　決定年月日時　平成22年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月10日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２８５１号
神奈川県大和市福田1720番地　マルミハイツ102
債務者　谷川　　章
1　決定年月日時　平成22年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月10日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２８５４号
横浜市港南区日限山１丁目２番105号
債務者　藤本かおる
1　決定年月日時　平成22年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月10日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２８７７号
横浜市青葉区市ケ尾町1054番地４　秦野ビル306号
債務者　立川由香里
1　決定年月日時　平成22年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月10日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２８８０号
神奈川県藤沢市弥勒寺513番地の39　ウインベルソロ藤沢第６　212号
債務者　小林由利子
1　決定年月日時　平成22年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月10日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第７１６号
栃木県日光市豊田220―９　レオパレスダイナエース208、住民票上の住所福島県喜多方市山都町蓬莱字中反6139番地
債務者　伊藤　信久
1　決定年月日時　平成22年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月19日午後４時20分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第７３２号
栃木県真岡市東郷５番地１　東郷住宅835号
債務者　佐々木浩美
1　決定年月日時　平成22年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月26日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第７４２号
栃木県宇都宮市駒生町2400番地24
債務者　亀山さち子（旧姓西舘）
1　決定年月日時　平成22年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月19日午後４時20分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第７４７号
栃木県下都賀郡岩舟町大字静276番地　セジュール喜多Ｃ―202、前住所栃木県下都賀郡岩舟町大字静5151番地６
債務者　菊池　克則
1　決定年月日時　平成22年10月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月26日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第７５２号
栃木県鹿沼市緑町１丁目２番６号　シャーメゾン・ベルＡ棟202
債務者　宇賀神怜子
1　決定年月日時　平成22年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月19日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第７５６号
栃木県大田原市大豆田314番地　市営大豆田団地２号棟234号
債務者　大貫　敏子
1　決定年月日時　平成22年10月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月26日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

第明治三十二種郵便物認可